

令和7年度 地域包括支援センターちゅーりっぷ苑事業計画(案)

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談

【目的】

高齢者及び地域住民が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、高齢者の状況や必要な支援等を把握し地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援ができる。丁寧な対応と適切な相談支援を行う。

【事業目的】

- ・地域における多様なネットワークの構築を行う。
- ・個別訪問や関係者からの情報収集等の方法により、支援の必要な世帯の実態を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげる。
- ・本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じた高齢者に関する様々な相談を受ける総合相談窓口を運営し、電話、来所、訪問等による相談を受け、継続的かつ専門的な対応及び調整を行う。
- ・介護保険認定申請、基本チェックリストや高齢者サービス等の申請代行とアセスメントやサービスの調整を行う。
- ・相談支援システムを活用し高齢者台帳を作成及び継続的な対応が必要な相談者の支援計画を策定する。
- ・各種サービスや利用方法について情報提供し、積極的な利用についての啓発活動を行う。
- ・非常災害や感染症の発生時においては、事業継続計画に沿って地域包括支援センター業務を滞りなく実施し、早期の業務再開を図る。
- ・自然災害に備え、同意を得られた利用者に対して個別避難計画を作成し、地域と共に進めていく。

(2) 権利擁護事業

【目標】

地域生活に困難を抱える高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して過ごせるよう、権利擁護のための必要な支援ができる。

【業務内容】

- ・「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく虐待への対応を行う。
- ・権利擁護に関わる困難事例への対応を行う。
- ・老人福祉施設等への入所措置に関する支援を行う。

- ・消費者被害の防止に資する活動を行う。
- ・成年後見制度の活用に関する支援を行う。

(3) 包括的、継続的ケアマネジメント事業

【目標】

介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が多職種・関係機関と連携を図りながら、高齢者を支える活動ができるように、研修会や事例検討会・介護支援専門員連絡協議会等の内容を充実させることができる。

【業務内容】

- ・高齢者の支援に携わる者が高齢者の状況変化に対応できる包括的・継続的ケアマネジメントを実施するために必要な介護支援専門員や医療機関などの様々な職種や関係機関等との連携強化と介護支援専門員が適正かつ効果的なケアマネジメントが行われるよう相談・支援を行う。
- ・介護支援専門員や福祉専門職等が地域における様々な社会資源を有効に活用し、関係機関と連携し地域課題の抽出と地域資源の地域資源の開発を行う。
- ・ケア向上研修会、研修会等の企画、運営、参加をし、介護支援専門員や福祉専門職等の資質向上とネットワークを支援する。
- ・介護支援専門員や福祉専門職に対する日常的個別指導や相談及び困難事例等の指導助言を行う。

(4) 介護予防把握事業

【目標】

閉じこもりなどで生活機能の低下の見られる高齢者を早期に把握し、介護予防活動等に繋げることができる。

【業務内容】

- ・地域における多様な情報提供ルートの確保をし、個別訪問や地域のサロン等の多様なルートを活用して基本チェックリストを実施し、支援が必要な対象者を把握する。
- ・介護保険認定において非該当と判定された人(新規はチェックリストを実施して対象になった人、更新の人は対象)を事業対象者として予防事業の勧奨を含めた相談支援を行う。
- ・把握した対象者を状態に適した事業や地域の通いの場などの社会資源を紹介しながら、介護予防活動につなげる。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行い、ハイリスク者の早期発見と医療機関未受診者の把握を行う。

(5) 介護予防ケアマネジメント事業

【目標】

適切なアセスメントを行い、自立した自分らしい生活が送れるように、個々の状態に合わせたケア

プランを作成し、適切なサービスや社会資源を利用し心身機能と生活能力の改善を目指す。

また、介護予防サービスを活用し、通いの場や地域での活動への移行を支援することで、地域の中で本人が望む自分らしい生活ができる。

【業務内容】

- ・担当地区の介護予防を必要とする者ができるだけ早期にサービスを利用できるよう、要介護認定者及び第1号介護予防支援の対象者に対し、積極的なアプローチにより、介護予防支援と自立支援につなげる。
- ・介護予防ケアマネジメント方法に従い、基本チェックリストの内容を確認し、利用者及び利用者の家族との面接によるアセスメントを実施する。
- ・地域における社会資源を把握し、対象者のニーズに合わせ活用できるよう支援する。
- ・介護保険サービス未利用者に対し、本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じ、生活状況を把握し、継続的かつ専門的な対応及び支援を行う。

(6) 地域ケア会議推進

【目標】

地域ケア会議を行うことにより、ケアマネジメントの質の向上、地域課題の把握や課題解決に向け多職種で検討し、様々な視点から高齢者の自立支援を行うことができる。

【業務内容】

- ・各地域における困難事例の検討を行う地域ケア会議を主催する。
- ・自立支援に資する個別課題の検討等を行う定例地域ケア会議に参加し、問題解決や地域課題の解決に向けて支援を行う。

2. 認知症高齢者見守り事業

【目標】

関係機関との連携強化や幅広い世代の地域住民へ認知症予防や早期発見、早期受診の必要性等、認知症に関する正しい理解のための普及啓発、認知症に対する福祉的教育を行うことで認知症への理解と関心が深まり、見守りの体制ができる。

【業務内容】

- ・小、中、高校、地域、職域を対象として、オレンジの会や他包括と協働し認知症サポーター養成講座並びに認知症サポーターフォローアップ講座を実施する。
- ・虹色カフェたいないの企画参加、開催の協力
- ・よりみち Café の企画運営をし、一体的事業と連携することでポピュレーションアプローチの場として活用する。
- ・認知症街歩き声かけ見守り模擬訓練への参加、開催の協力
- ・認知症初期集中支援チームと連携し、認知症者とその家族が自分らしく暮らし続けることができるように支援していく。

- ・認知症の人と家族等への一体的プログラムを実施し、支援体制づくりを行う。

3. 地域介護予防活動支援事業

【目標】

魅力的な通いの場サロン活動の支援により、より活発な地域活動が行えるよう工夫した支援ができる。地域の特徴や要望を踏まえた地域支援を行ない、住民同士のより良い交流の機会をつくる。住民が健康管理、介護予防に関する理解を深め、実践していけるように支援できる。

【業務内容】

- ・地域の高齢者を対象とした健康づくり活動及び介護予防活動の援助
- ・関係機関や専門職等と連携し通いの場やサロン等へ出向き、健康づくり活動、介護予防、うつ、閉じこもり、認知症等に関する予防支援活動や講座を実施する。
- ・関係機関や地域住民と連携し、介護予防に資する地域活動の実施及び住民主体の地域活動組織の立ち上げと継続の支援を行う。
- ・地域において介護予防活動を実践できる人材の育成を行う。
- ・介護サービス利用から社会参加等へつながる支援
- ・その他介護予防に資する講座や講演会等の事業へ参加する。